

令和2年4月13日

群馬県行政書士会会員各位

群馬県行政書士会  
会長 秋山賢治

新型コロナウイルス感染症による国民生活への影響について（会長声明）

平素から当会の運営について御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が感染爆発の重大局面にあることを受け、当県は対象外ですが、政府から緊急事態宣言が発令されました。

当県下においても、様々な営業活動や社会生活において、感染を予防するための外出等自粛措置が講じられています。その影響は多岐にわたる業種に及んでおり、厳しい事業環境に置かれている事業者も少なくありません。そして、この影響は少なからず我々行政書士にも及んでいることをひしひしと感じています。

このような状況を受け、様々な分野において許可有効期限延長等の措置が講じられており、また、各省庁による支援制度の新設、拡充等も検討されているところ です。

行政書士は、補助金や助成金等に関わる書類の作成を業としていますので、今後、新型コロナウイルスに関連する相談や書類作成に携わる機会が増加することが想定されます。

また、政府系金融機関をはじめとする金融業界は、資金繰りが悪化した中小企業等からの相談対応に追われている状況に置かれており、今後、行政書士に対し、事業計画書や売り上げ減少の申告書等の作成等を通じた金融支援の要請も高まっていくと思われ ます。

つきましては、会員の皆様におかれましては、日本経済の再生に資するために、積極的にこの問題に取り組んでいただくとともに、各自の事務所において可能な範囲で「無料相談」を実施していただくようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスに原因がある補助金申請等に係る書類を作成しその報酬を請求される際には、救済制度である補助金、助成金の本来の趣旨を十分に考慮し、金額の決定を行っていただくようお願い申し上げます。

行政書士の真価が問われる重要な局面にきていますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上